

いの町立小中学校教職員の 働き方改革プラン

～一人一人が主役 みんなで本気の働き方改革～

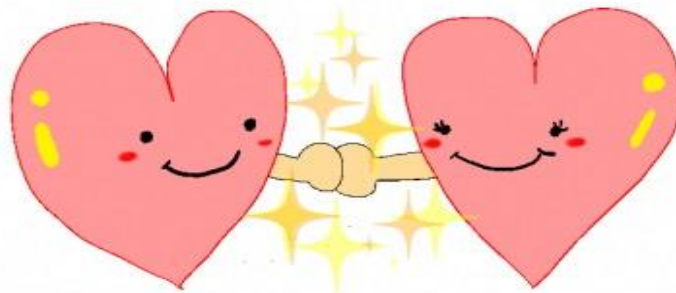
令和元年 12 月

いの町教育委員会

はじめに

1 策定の目的

本プランは、教職員がワークライフバランスを整え、チームの一員として自分らしさを発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになり、ぷっくりハート※①で働ける教育環境の整備を目的とします。



ぷっくりハート※①

体と心の栄養が満たされることにより、自尊感情が高まると、ありのままの自分を受け入れ、また、相手をもありのまま受け入れることができる心情となります。

そうすると、規範意識や人間関係構築力が高まり、何事にも意欲的に取り組むことができるようになります。

この状態をいの町では、ぷっくりハートとよんでいます。

2 プラン策定の背景とこの町の現状

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、教職員の長時間勤務や心身の健康に対する影響が社会的な課題となっています。

平成30年2月「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省事務次官通知)によって、学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化や教育委員会において取組むべき方策が示されました。

また、平成30年7月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働是正のための労働基準法の一部改正等、政府全体で関連する取組みが進められるなか、平成31年1月中央教育審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。

この町では、教職員の勤務時間の現状を正確に把握し、学校における健全な働き方を推進するため、平成29年12月から「この町立小中学校教職員の出勤管理システム」を導入しています。

これにより、教職員の勤務実態を把握し、健全な働き方を促すとともに業務改善を図るための資料として活用しながら、様々な取組を進めています。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文部科学省平成31年1月25日)」一部抜粋

- ・1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ・1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。
- ・児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ・1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

1. 現状

(1) いの町立小中学校教職員の時間外勤務 (単位：時間)

| 児童・生徒数 R元.5.1 | 県費負担教職員数 R元.5.1 | 教職員一人当たり児童生徒数 (単位：人) | 町立小中学校 (小7校・中5校) | | 勤務を要する日の時間外勤務の平均 | | | 勤務を要する日の最長時間外 | 週休日含最長時間外 |
|------------------|--------------------|-------------------------|---------------------|----|------------------|------|------|---------------|-----------|
| | | | | | H31.4 | R元.5 | R元.6 | | |
| 1,288 | 177 | 7.3 | 小学校 | 最大 | 55 | 63 | 65 | 103 | 133 |
| | | | | 最少 | 18 | 23 | 25 | 25 | 34 |
| | | | 中学校 | 最大 | 53 | 52 | 46 | 98 | 113 |
| | | | | 最少 | 27 | 26 | 27 | 39 | 85 |

 月45時間超過  月80時間超過

上の表は、平成31年4月から令和元年6月までの町立小学校7校、中学校5校の勤務実績に基づいて算出したものです。

勤務を要する日の時間外勤務の平均は、各校一人当たりの時間外が、最大の学校と最少の学校を表しています。

平成31年4月において勤務を要する日の個人の最長時間外は、小学校で103時間、中学校では98時間であり、週休日含む個人の最長時間外は小学校で133時間、中学校では113時間でした。



健康障害のリスクが高まるといわれる45時間超過の時間外勤務従事者の割合

小学校・・・57.3%

中学校・・・57.8%



80時間（過労死ライン）超過の時間外勤務従事者の割合

小学校・・・20.5%

中学校・・・22.4%

(2) 「学校における働き方改革に向けたアンケート」より

令和元年6月、いの町教育委員会は、同年4月の時間外が80時間を超えた教職員（該当者がいない場合は、校内で残業時間最長者）に対して、どのような業務を負担と感じ、これらを解消するための措置として何が効果的であると考えているのかを調査しました。（対象者：小学校17人・中学校18人）

○時間外勤務の多い教職員が、負担が大きいと感じる業務

- | | | |
|-----|----|-----------------------|
| 小学校 | 1位 | アンケートの実施及び集計・報告文書等の作成 |
| | 2位 | 児童生徒への個別の対応 |
| | 3位 | 授業及び教材研究 |
| 中学校 | 1位 | アンケートの実施及び集計・報告文書等の作成 |
| | 2位 | 校務分掌上の仕事 |
| | 3位 | 成績処理、出席簿の作成・管理 |

○時間外勤務の多い教職員が、必要と思う負担軽減措置

- | | | |
|-----|----|-------------|
| 小学校 | 1位 | 集金事務の効率化 |
| | 2位 | 会議の効率化 |
| | 3位 | I C T等機器の導入 |
| 中学校 | 1位 | 会議の効率化 |
| | 2位 | 専門的職員の複数配置 |
| | 3位 | 行事の精選と重点化 |

町教育委員会、学校、教職員が

それぞれの立場で学校の業務改善にむけて力を発揮しよう！

- ・ アンケートや報告文書の精選
- ・ 校務分掌の適正化・平準化
- ・ 会議の効率化、行事の精選
- ・ 若年教職員への支援体制充実
- ・ 校務支援システムの導入
- ・ I C T等機器の充実
- ・ 支援員等の効果的な配置・・・



プラン

3 プランの対象

町立小中学校の教職員

4 プランの対象期間

令和2年度から令和4年度まで（3年間）

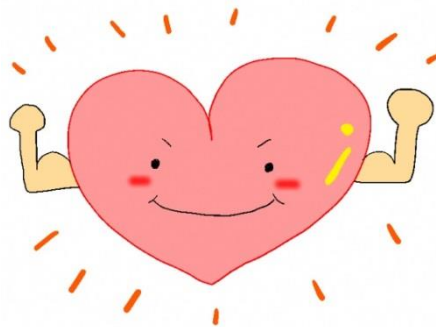
5 スローガン

「一人一人が主役 みんなで本気の働き方改革」

6 プランの目標

すべての教職員の勤務時間外における在校等時間

月当たり 45時間 以内 年当たり 360時間 以内



具体的なとりくみ

7 目標達成に向けた具体的なとりくみ

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

町教育委員会

💡 いの町出退勤システムの円滑な運用をサポートする。

💡 校務支援システム導入後は、当該システムによる在校等時間※②の管理を徹底する。

💡 ストレスチェックを実施する。

💡 ストレスチェック後のフォロー体制を充実する。

(委託先への電話相談及び面談による相談、産業医との面談、組織分析の活用、セルフケア・ラインケア研修)

💡 長期休業中に一斉閉庁日を設定する。

💡 部活動ガイドラインを踏まえた取組を徹底する。

💡 自己点検、評価に学校の業務改善にむけた取組を盛り込む。

学 校

- 💡 いの町出退勤システムによる在校等時間の記録及び管理を徹底する。
- 💡 校務支援システム導入後は、当システムによる在校等時間の記録及び管理を徹底する。
- 💡 ストレスチェック受検を100%に近づける。
- 💡 ストレスチェックの高ストレス者の割合を0%に近づける。(組織分析の活用)
- 💡 長期休業中に閉庁日を実施する。
- 💡 最終退校時刻を設定する。
- 💡 定時退校日を月1回以上実施する。(既定の終業時刻又はそれに近い時刻)
- 💡 部活動ガイドラインを踏まえた適切な活動時間や休養日を設定する。
- 💡 学校経営計画へ教職員の働き方に関する視点を盛り込む。
- 💡 人事評価について、より効果的・効率的な働き方を進めるため業務改善の視点を盛り込む。

在校等時間※②

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日文科科学省)抜粋
教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

(2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化に向けて

町教育委員会

- 💡 学校業務の仕分けを行い、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減を図る。
- 💡 支援員等の効果的な配置を推進する。
- 💡 校務支援システムを導入し、円滑な運用をサポートする。
- 💡 ICT環境を計画的に整備し、効率的で効果的な教育活動を推進する。
- 💡 共同事務室による学校事務の整備及び支援を行い、学校の業務改善を推進する。
- 💡 家庭や地域へ学校における業務改善の取組を周知し、地域社会との連携強化に努める。
- 💡 地域学校協働本部の設置・運営を支援する。
- 💡 コミュニティ・スクールの設置を促進する。



学 校

- 💡 支援員や外部専門機関の積極的かつ、より効果的な活用と連携強化。
- 💡 校務支援システムを積極的に活用し、業務改善を図る。

- 💡 I C T を積極的に活用し、効率的な授業改善を図る。
- 💡 業務内容の見直しと精選を図り、組織的・計画的な取組（企画・運営委員会等）を推進する。
- 💡 校務分掌の適正化及び平準化を進める。
- 💡 教職員は、自身の勤務状況の把握と自己マネジメントに努める。
- 💡 P T A 総会や学校運営協議会等で学校における業務改善の取組を周知し、地域社会との連携強化に努める。
- 💡 地域学校協働本部の設置・運営を推進する。
- 💡 コミュニティ・スクールの設置・運営を推進する。

業 務 改 善 ポ リ シ ー

下表の評価指標に基づき、令和4年度の目標達成を目指します。

| 対象 | 評価指標 | 数値目標 | | |
|-----|-----------------------------------|----------------------------|--|---------------------------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 学校 | 一斉退校日を月1日以上設定する | 学期に1日以上 100%の実施 | 月に1日以上 100%の実施 | 月に2日以上 100%の実施 |
| | 部活動休養日を週2日(平日1日、週休日1日)以上設定する | 週2日以上 100%の実施 |  | |
| | 学校閉庁日を長期休業中に連続5日以上設定する | 連続5日以上 100%の実施 |  | |
| 教職員 | 教職員1人当たりの時間外業務従事時間が80時間超の割合を0%にする | 80時間超の教職員の割合 10%以下にする | 80時間超の教職員の割合 5%以下にする | 80時間超の教職員の割合 0%にする |
| | 教職員1人当たりの時間外業務従事時間を月45時間以内にする | 月45時間以内の教職員の割合 50%以上にする | 月45時間以内の教職員の割合 80%以上にする | 月45時間以内の教職員の割合 100%にする |
| 町教委 | アンケート集計・報告文書を精選し、効果的で効率的な方法を検証する | 町教育委員会のアンケート等を精選する | アンケート集計・報告文書の効率化を検討・試験導入する | アンケート集計・報告文書の効率的な方法を確立する |

町教育委員会は、プラン策定以降、出退勤時間やストレスチェックの状況、校長ヒアリング及び学校訪問等を通じて各校の取組状況を把握し、それをいの町立小中学校業務改善検討委員会※③等で検証し、適宜プランの見直しを行います。

※3 巻末参照

さいごに

いの町は、平成 28 年度から地方創生総合戦略の「心そだてる人財育成事業」の一つとして菊池学園事業に取り組んでいます。

教師と子ども、子ども同士、あたたかい関係性のなかで、心豊かに「ぷっくりハート」を育むことは、主体的に学び続ける子どもの姿につながります。

日々、子どもたちに向き合う教職員一人一人、教育に関わる全ての大人が働き方改革の主人公です。

限られた時間の中で、効果的な教育活動を行うために、これまで以上に関係性の質を高め、互いに「ぷっくりハート」で成長し続ける組織を目指しましょう。



【参考】「組織の成功循環モデル(マサチューセッツ工科大学 ダニエル・キム教授提唱)より

○いの町立小中学校業務改善検討委員会設置要綱

平成16年10月1日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、いの町立小中学校における働き方改革を実現するための業務改善を推進するために設置するいの町立小中学校業務改善検討委員会（以下「業務改善検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 小中学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備するための方法その他必要な事項を協議し、提言を教育長に対し、書面をもって報告するとともに、それぞれの立場から業務改善に向けた取組みを推進する。

(組織)

第3条 業務改善検討委員会は、いの町教育委員会が任命する次の委員で構成する。

- (1) 校長会長を含む校長2人
- (2) 教頭会長を含む教頭2人
- (3) 総括主任を含む学校事務職員4人
- (4) 教育委員会事務局2人、吾北教育事務所1人、本川教育事務所1人

(役員)

第4条 業務改善検討委員会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長、副会長は、それぞれの委員の互選によって決める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 業務改善検討委員会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会議内容の決定については、全員一致を原則とし、不可能な場合には、両論併記で報告するものとする。

(事務局)

第7条 業務改善検討委員会の事務局は、いの町教育委員会に置く。

(会計)

第8条 この会の経費は、いの町教育委員会が支出する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月22日教委告示第10号）

この告示は、平成16年10月22日から施行する。

附 則（平成31年3月22日教委告示第6号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。